

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(091183)	工業高校生に対する3級技能検定の受検資格の付与	職業能力開発促進法施行規則第64条の4	3級技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法施行規則第64条の4において規定されているが、これを改正し平成16年4月1日より、検定職種に関する職業高校、職業能力開発施設等で教育訓練中の全ての者に3級技能検定の受検資格を付与することとしている。	B		平成16年4月1日より、工業高校の1年生、2年生にも3級技能検定の受検資格を付与することとしている。		職業能力開発局能力評価課 戸田 剛 電話 03-5253-1111 (内線5944) 直通 03-3502-6958 Email:toda-tsuyoshi@mhlw.go.jp			5021016	社団法人日本経済団体連合会	11
(110060)	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	C		映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をするべく関係省庁と検討し結論を得る。		商務情報政策局商務課 三田貴弘 03-3501-6683 mitsuda-takahiro@meti.go.jp	3年以上の業務経験を有する者が必要との許可要件が検討の対象となっているのか明らかにされたい。 また、平成16年度末までに措置できないか検討されたい。		5145013	東京都	11
(122080)	住宅居室の採光のための窓等の確保義務割合の緩和	建築基準法第28条	法第28条は、人の生活の拠点である住宅等について、自然光を確保するため、居室に対して一定基準を満たす採光に有効な開口部を設けることを義務付けている。	D-1		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、衛生上等の観点から、その建築物の用途等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定め、これらの建築基準への適合性の判定に要する必要な経験と知識を有する建築主事等の者の確認を受ける必要があるとしているところであり、その確認を地方公共団体の判定に任せることは合理的ではないと考えられる。住宅の採光に関する基準については、自然採光が人間にもたらす身体的な効果を勘案すると、人間が長時間過ごす住宅の居室について、一定の自然光を確保する必要があり、基準を緩和することは困難である。なお、当該採光に関する基準については、都市部における事務所等について、住宅への用途変更等を促進する観点から、本年3月に所要の整備を行ったところであり、これによりご要望の用途変更は対応が可能であると考えられる。		住宅局建築指導課野坂 内線39538 nosaka-k28m@mlit.go.jp	貴省からの回答では、当該採光に関する基準については、都市部における事務所等について、住宅への用途変更等を促進する観点から、本年3月に所要の整備を行ったところであり、これによりご要望の用途変更は対応が可能であると考えられる。とあるが、提案では「上記告示により緩和されているが、オフィスビルの住宅転用促進の観点から、さらなる緩和が必要」との指摘があるので、この点を踏まえて検討し、回答されたい。		5021100	社団法人日本経済団体連合会	21
(122120)	学校設置会社による大学についての建築基準法の緩和	建築基準法第2条第2号、第28条、令第114条第2項	建築基準法においては、不特定多数の者の用に供する建築物、火災の発生するおそれの大きい建築物や周囲に及ぼす影響が大きい等の特性を有するため、特段の規制の対象とする必要性が大きい建築物について、限定的に列挙し、これらの特性に応じた基準を適用するため、法第2条第2項に特殊建築物として定義している。 法第28条第1項は、住宅、学校等の居室について採光を確保するため、居室に対して一定基準を満たす採光に有効な窓その他の開口部を設けることを義務付けている。 また、令第114条に基づく間仕切壁に係る規定は、多数の者が利用する公共施設である学校等の建築物については、火災の拡大に先んじて安全に避難できるように、防火上主要な間仕切壁を設置することを義務付けているものである。	C		建築基準法は、国民の生命、健康等を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めているものであり、一般的な事務棟として使用されていた建物を大学として用いた場合には、その用途としての特性に応じた建築基準に適合することが必要となる。法第28条については、自然採光が人間にもたらす身体的な効果を勘案すると、人間が成長期に使用する学校の居室について、所要の自然光を確保する必要があるため設けられた基準であり、また、令第114条については、防火上主要な間仕切壁は、火災時に建築物内の人々が火災の拡大に先んじて安全に避難できるように設けることを義務付けているものであり、ご要望の緩和を行うことは困難である。		住宅局建築指導課野坂 内線39538 nosaka-k28m@mlit.go.jp	天井高については、大学においては規制が緩和されたところであり、これと同様の観点から、採光規制についても緩和してよいのではないかと。また、事務所から住宅への用途変更を推進する観点から、既に採光規制を緩和したところであり、同様に学校への用途変更を推進する観点から、規制を緩和してもよいのではないかと。具体的に検討し、回答されたい。		5150009	株式会社東京リーガルマインド	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5027001	特定非営利活動法人福祉交通支援センター	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091183)	工業高校生に対する3級技能検定の受検資格の付与	5021	5021016	社団法人日本経済団体連合会	11	技能検定における学科試験の免除【新規】		業界団体や試験実施団体が開催する所定の講習会を修了した者について学科試験を免除すべきである。 検定3級試験の受験資格を、工業高校の1年生及び2年生にも認めるべきである。		技能検定の趣旨、ものづくりの振興、ものづくりへの若年者の関心の向上、技能継承の重要性などからみて、所定の講習修了者には学科免除の特典を与えてよいと考えられる。 検定3級試験の受験資格については、工業高校の1年生、2年生にも受験資格を認めることで、学習目的、将来の進路も明確となり、悪化する高卒者の就職環境の改善に結びつく	職業能力開発促進法 職業能力開発促進法施行令	厚生労働省	技能検定試験では、学科試験と実技試験の両方に合格した者に対し、合格証と技能士資格が与えられる。 検定3級試験は工業高校生の受験を視野に入れたものだが、卒業見込みの3年生に限定して受験資格が与えられている。
(110060)	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	5145	5145013	東京都	11	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃すること。		高付加価値製品を作り出す源泉となる知的財産の創造、保護、活用を図っていく必要がある。 国際競争力ある企業をより多く創出することをめざし、知的財産戦略推進計画策定によって、わが国の知的財産関連施策を総合的に充実させる。	商品ファンド法第2条	金融庁 経済産業省	
(122080)	住宅居室の採光のための窓等の確保義務割合の緩和	5021	5021100	社団法人日本経済団体連合会	21	オフィスビルの住宅転用を目的とした規制緩和【新規】		共同住宅についても、オフィスビル同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。 居室面積の7分の1以上を開口部とする採光規定を漸次緩和すべきである。		防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも共同住宅も全く同じである。よって、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、共同住宅について居室の床面積が100㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考えられる。建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や省資源の観点からも有効な方策である。しかし、オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることで転用が進まないのは不合理である。 採光規定に関しては、上記告示により緩和されているが、オフィスビルの住宅転用促進の観点から、さらなる緩和が必要である。	建築基準法施行令121条 建築基準法28条1項 建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件(平成15年3月28日国土交通省告示第303号)	国土交通省	オフィスビルの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置が義務付けられている(建築基準法施行令121条1項5号口)。これに対して、共同住宅の場合、避難階の直上階であるか否かに係らず床面積100㎡を超える場合に2方向避難路の設置が義務付けられている(同121条1項4号)。このため、オフィスビルを共同住宅に転用する際の妨げとなっている。 近隣商業地域又は商業地域の住宅の居室については、居室面積の7分の1以上を開口部とする採光規定がある(国土交通省告示第303号)ため、これもオフィスビルを共同住宅に転用する際の妨げとなっている。
(122120)	学校設置会社による大学についての建築基準法の緩和	5150	5150009	株式会社東京リーガルマインド	11	学校設置会社による大学についての建築基準法の緩和		学校設置会社による大学を建築基準法第2条第2号に定める特殊建築物から除外し事務所用途のまま大学運営を可能にし、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114条第2項の規定する「学校」から学校設置会社による大学を除外するよう要望します。	株式会社が職業教育センターの大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済ひいては日本経済全体の活力の早期回復に貢献します。	一般的な事務棟として使用されている建物を大学として用いる場合、一般の事務棟と建物やその用法もほとんど変わらないにせよ、大学であることのみを理由とした規制がかけられることにより、株式会社が学校設置会社として大学を設置するにあたっての参入障壁となっているからです。	建築基準法第2条第2号 建築基準法第28条 建築基準法施行令第114条第2項	国土交通省	添付資料有り
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5027	5027001	特定非営利活動法人福祉交通支援センター	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輦の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輦を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輦の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車輦が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を前に、ボランティア団体や社会福祉協議会から地方運輸局から特区申請を強く促されたが、特区基準通りの活動は実施困難」との相談や、「ガイドライン策定後はあなた方を厳しく取り締まると言われた」との報告が寄せられています。移動支援を行う市民活動団体は、利用者の個別の身体状況や地域事情に応じて多様なサービスを行っています。特区で講じられた措置1206番がそのまま全国展開されれば、市民活動の柔軟性や多様性が失われるだけでなく、現在利用している移動困難者の生活にも大きな影響を与えてしまいます。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて	国土交通省	移動・移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく、一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)、介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車輛の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5037001	ケアサポーターズさわやかとよあけ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく、一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)、介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車輛の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5038001	稲沢福祉ネットワークなおい	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5037	5037001	ケアサポーターズさわやかとよあけ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	移送サービス活動は運営する者としては決してやりたい活動ではありません。利用会員の不便を補うためやむなく行っているのです。行政が高齢者、障害者の必要を満たす対策を充分にとってくだされば、わたしたちはせずすむのです。やるべきことをやっていただきたいと思います。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5038	5038001	稲沢福祉ネットワークなおい	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ボランティア活動だけをしています。ガイドラインで福祉車両に限定すると活動はゼロになります。車椅子の利用者に限定すると活動は1/3になります。ガイドラインの規制に反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5039001	移動サービスネットワークあいち	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5040001	さわやか豊田ひまわり	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5039	5039001	移動サービスネットワークあいち	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	移動ネット愛知の参加30団体は利用者の安全性と利便性の確保のため自主的・自発的に運営基準を設けました。 1.安全運転管理者を選任し所轄の警察署交通課に届け出ること。 2.運転者の安全教育について警察署の指導をうけること。 3.任意保険は対人 対物無制限同乗者1000万円をめどとすること。 4.事務局を設け運行管理に責任をもつこと。 5.会員同士およびボランティアによる移動サービスであること。 6.単独では外出困難な高齢者 障害者を対象とすること。 市民団体の自主的・自発的な運営管理に任せて頂きたい。	ガイドラインが試案どおりに決定されると、高齢者への移動サービスの提供が1/10程度に縮小されることとなり、高齢者への支援を誰がどの様にするかの大きな社会問題が残る。 つまり福祉車両の使用に限定し、移動困難者の定義を車椅子使用者に限定することは実情を無視してあたりに規制を強化することになる。 規制緩和の時代にあたらしい規制を掛ける動きに反対します。 私達は自発的に、利用者の「安全と利便性」を確保する活動に取り組めます。	道路運送法 80条 11項 および 国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5040	5040001	さわやか豊田ひまわり	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	困っている人がいるから助けるのみである。身体障害者は自立の作業所に通うのは大変である。	道路運送法 80条 11項 および 国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5041001	福祉サポートセンターさわやか名城	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5042001	NPO法人絆	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5041	5041001	福祉サポートセンターさわか名城	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	身近な移動サービスをしているだけですが、世間の実情を無視してあらたな規制を強化することには反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5042	5042001	NPO法人絆	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	2台の車椅子対応車だけでは、量的にもまかなえず、ご利用者の乗り心地等のニーズにも応えきれません。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5043001	NPO法人福祉サポーターさわやか愛知	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5044001	NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5043	5043001	NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	一種免許で活動できるように。福祉車両だけではとても支援できない。個人車の持ち込み可能にしていきたい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5044	5044001	NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで福祉車両の使用と車椅子に限定すると利用者が減少します。実情を無視した規制の強化には反対です。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5045001	NPO法人東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5046001	NPO法人地域福祉サポートちた	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5045	5045001	NPO法人東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	免許証は第3種運転免許証を新設(運転適性検査、2級ヘルパー、ガイドヘルパーの各資格者) 各団体において使用する車は20%は福祉車両の義務付け、他の車は歩行困難者でも乗り降りしやすい車、例えば今はやりの背高い車であること。 乗車中介助が必要な時は福祉車両よりセダンタイプの方が良い。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5046	5046001	NPO法人地域福祉サポートちた	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	営業事業に適用するルールを市民活動にかぶせないで下さい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5047001	NPO法人大樹の会	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5048001	NPO法人西三河在宅介護センター	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5047	5047001	NPO法人大樹の会	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	制度の枠からもれた方の救済のために移動サービスを行っています。また、ここで枠が出来たら対象外の方は大変不自由な生活を強いられます。特に公共交通機関の発達していない当地域では、移動サービスが不可欠となっています。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5048	5048001	NPO法人西三河在宅介護センター	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで対象者を車椅子の人だけに限定すれば移動サービスの利用者は1/10になります。困るのは高齢者たという事実だけが残ります。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5049001	NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5050001	NPO法人孝行の会	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5049	5049001	NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	瀬戸市には移動サービス事業者が2社あり、タクシーも福祉車両で運営しています。私達の移動サービスは宣伝していないこともあり知られていないが、必要とする方は多い。お年寄りが必要な時に自由に利用出来るようにしておくことが大切でガイドラインで決めるのはおかしいと思います。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5050	5050001	NPO法人孝行の会	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインを車椅子使用の人に限定したら利用者は1/6になります。困るのは高齢者・障害者です。あらたな規制に反対します。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5051001	NPO法人介護サービスくら	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5052001	NPO法人ワークスあすがい	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5051	5051001	NPO法人介護サービスくら	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	引きこもりをなくし虚弱であっても、病院、公共施設だけでなくいろいろな場所に、ヘルパーの運転する車でかけられるようになれば、高齢者にも社会参加の幅が広がり、生きる元気が出てきます。今国がかかげている構造改革特区のガイドラインは高齢者の手足をもぎとるようなので絶対反対です。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5052	5052001	NPO法人ワークスかすがい	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	四月より介護タクシーが導入された。私どもはこれで通院、外出に不便を感じている高齢者の足の確保はできると少し安心した。ところが実際には 要支援の人は利用できない 乗降車の単価は100点と比較的納得する単価だが運賃は事業所から利用者宅まで取るなど負担の大きいものである。また、介護度が高いから移動が困難であるだろうといった単純なものではないサービスとしての生身の人間をみていないサービスである。ガイドラインが作成されれば、今現在公的なサービスからもれた方々を支援している草の根の団体の活動はできなくなる。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5053001	NPO法人りんりん	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5054001	NPO法人ラルあゆみ	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5053	5053001	NPO法人りんりん	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	法人所有車のみで送迎していますが、福祉車両に限定することは実情に合いませんので反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ⑧/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5054	5054001	NPO法人ラルあゆみ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ボランティアの自家用車の使用ができなくなったら、運営不可能になります。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ⑧/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5055001	NPO法人ゆめじろう	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5056001	NPO法人ゆいの会	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5055	5055001	NPO法人ゆめじろう	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	福祉車両限定は絶対反対です。対象を限定することにより、会社のコンセンサスが得にくくなることを理解してください。だれでも困ったとき、その状況になったとき使える仕組みだからこそ、その有効性を皆が感じることができると思います。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5056	5056001	NPO法人ゆいの会	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	地域社会におけるボランティアの重要性という視点をガイドラインに何とか盛り込んでほしい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5057001	NPO法人もやい	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5058001	NPO法人ベタニアホーム	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5057	5057001	NPO法人もやい	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	介護予防の重要性の加筆を希望。	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5058	5058001	NPO法人ベタニアホーム	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで福祉車輛と車椅子に限定すると利用者は1/5になります。お困りになるのは高齢者 障害者です。規制強化に反対します。	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。	



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5059001	NPO法人ひだまり	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5060001	NPO法人ノッポの会	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5059	5059001	NPO法人ひだまり	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	基本的には市民サービスの自主性にまかせ、ガイドライン作成にも委員を参加させてほしい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5060	5060001	NPO法人ノッポの会	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで福祉車輛の使用と車椅子の利用者に限定すると活動は1/5となります。利用者のことを考えるとガイドラインでの規制強化には反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付 )構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5061001	NPO法人ネットワーク大府	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5062001	NPO法人たすけあい名古屋	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5061	5061001	NPO法人ネットワーク大府	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで福祉車両の使用に限定すると利用者は1/20となります。大府市には福祉タクシーもありませんが、誰が高齢者をサポートするのでしょうか。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ⑧/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5062	5062001	NPO法人たすけあい名古屋	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインが試案どおりに決定されると、高齢者への移動サービスの提供が1/10程度に縮小されることとなり、高齢者への支援を誰がどの様にするかの大きな社会問題が残る。つまり福祉車両の使用に限定し、移動困難者の定義を車椅子使用者に限定することは実情を無視してあたりに規制を強化することになる。規制緩和の時代にあたりし規制を掛ける動きに反対します。私達は自発的に、利用者の「安全と利便性」を確保する活動に取り組めます。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ⑧/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5063001	NPO法人すけっとファミリー	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第一種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5064001	NPO法人さわやかファミリーサポートセンター	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5063	5063001	NPO法人すけっとファミリー	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	透析での利用が多く、普通車で充分まかなえる状況の中、今後も利用が増える傾向にあり、福祉車両のみでは、対応できません。現状をご理解いただき、柔軟な対応を期待します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5064	5064001	NPO法人さわやかファミリーサポートセンター	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	小規模な活動ですが福祉車輛と車椅子に限定すると活動は縮小されます。田舎ですから利用者がお困りになります。規制強化には反対です。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5065001	NPO法人かくれんぼ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D - 3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をつめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があつてから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5066001	NPO法人あたたかみい心	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5065	5065001	NPO法人かくれんぼ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	移動サービスはしていませんが、実情を無視してあらたに規制を強化することには反対です。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5066	5066001	NPO法人あたかい心	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	一定の基準は必要であるが、2種免許と福祉車両に限るのは、絶対に止めてもらいたいと思っています。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 運送主体が地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた組織であることとあるが、NPOによるボランティア輸送は、公共交通機関を担当する地方公共団体あるいは事業者がカバー出来ない隙間をうめるために、市井のニーズに対応して自然発生的に誕生した活動であり、地方公共団体から具体的な協力依頼があってから活動が開始されるものではない。したがって、許可に地方公共団体が関与する必要はなく、一定の資格をもった福祉法人あるいはNPOであれば良い。 2 運送の対象となる移動制約者の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、高齢者(65歳以上)介護保険認定者、障害手帳所持者、母子手帳所持者病院に治療のために通院している者など広義にして頂きたい。 3 運送に使用する車両の定義は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通乗用車(セダンタイプ)の使用を認めて頂きたい。 4 運転者は、ボランティア輸送の実体に合わせて、普通第1種免許の使用を認めて頂きたい。 5 今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてののみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。速やかに利用者の実情を調査し、実態を正確に把握し、利用者の声を尊重し、規制に反映することを具体化して頂きたい。したがって、ボランティア活動の実態の把握が終るまでガイドラインの作成は平成16年4月以降に延期して頂きたい。	5067001	NPO法人あかり	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5096001	特定非営利活動法人 ワークス・コレクション ケアびーくる	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定、(3)利用者限定について、慎重な検討が必要である旨の回答を頂いたがこの点が私たちNPO団体の要望に添わないガイドラインになれば、移動困難者にとって最悪の状況になる。今回の特例措置の検討に際して、輸送事業者についてのみ取り上げられており、利用者の実情が検討の対象になっていない。利用者の実情を調査して、実態を性格に把握し、利用者の声を尊重し、ガイドラインに反映していただきたい。又、パブリックコメントをきっちりとしていくことが大切だと、12月20日の当団体「移動ネットワークみやぎ」での意見交換会席上で岡崎トミ子参議院議員が発言、このためにも3月と期限をきらず時間をかけて制度化していただきたい。	5105001	移動サービスネットワークみやぎ	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5067	5067001	NPO法人あかり	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで移動困難者の利用にきびしく限定すると利用者は確実に減少します。規制の強化に反対します。	道路運送法 80条 1項および国土交通省自動車交通局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5096	5096001	特定非営利活動法人 ワークス・コレクション ケア ビーくる	11	道路運送法80条1項に関する特区ガイドラインの規制		使用車両を福祉車に限定せず、一般車両での事業実施を認めてほしい。運輸支局間で「運転者」や「運送の対価」に対するガイドラインの取扱いに違いがある(例:二種免許の取扱い、料金がタクシー料金の1/2以下の妥当性など)、営利・非営利の判断は運営協議の場に委ねてほしい。	当団体は特区運送主体として2003年7月14日より事業を開始している。	使用車両の限定について一般車両も認めてほしいと以下の要望が出ている。下肢障害のない重度知的障害児者や精神障害者の家族から、興味や関心から運転操作機器へ手を伸ばす恐れがあり助手席への乗車は不可。後部は、小型福祉車は車椅子固定装置がなく、大型福祉車は運転者と距離があって落ち着かず、安心して乗車できない(異常行動を起こす可能性がある)ので、外出に付添が必要な車椅子の利用者から、居住性や安全性の面から一般車両を希望。車椅子での乗車より、シートに座って(あるいは助手席を倒して)乗車するほうが居住性が良く疲れにくい。事故が起きた際も車椅子乗車より安全性が高い。外出先で車椅子介助やトイレ介助、診察時の補佐等が必要なので、タクシーには乗れない。	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条1項による申請に対する取扱いについて(各地方運輸局長宛3月18日付国土交通省自動車局長通知)	国土交通省	添付資料 特区運送主体申請の主旨(03年6月6日) 特区活動状況報告書(10月29日) 朝日新聞記事(11月12日付) シルバー新報記事(10月10日付) 読売新聞記事(7月9日付、11月27日付) 日経新聞記事(6月11日付) 毎日新聞記事(6月16日付、6月17日付) 信濃毎日新聞記事(3月14日付)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5105	5105001	移動サービスネットワークみやぎ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	平成15年2月の移動サービスシンポジウム参加団体の中で移動サービスを行っている宮城県内9団体の運行車両は42台であり、その内38台(90%)は普通乗用車です。特区で講じられた措置1206番がそのまま適用されると、少なくとも90パーセントの車両が利用できなくなり、現在利用している移動困難者へのマイナスの影響は極めて大きい。また、移動困難者の定義を車椅子使用者に限定することは現実的でなく、利用者の身体状況に応じて行われるべきものであると考えます。	道路運送法 80条 1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	当ネットワークの会員「NPO法人住民互助団体「ささえ愛山元」」は昨年9月、道路交通運送法違反の疑いで自宅捜索を受け、その後書類送検、起訴断念(時間がかかることと小さな団体にとって裁判する体力はない)、処分決定(罰金刑)を受け、全国の移動サービス実施団体は危機感をつのらせた。ささえ愛山元におけるサービスの停止は、それまで地元で透析可能な病院が無く(近隣市町村に通っていた透析患者26人)を放り出す結果となったままである。加入団体数:34

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5112001	NPO法人WAC 清水さわやかサービス	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5129001	NPO法人友愛 しらおい	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5130001	NPO法人友づ れワーク	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5131001	NPO法人わっ く室蘭	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5112	5112001	NPO法人WAC 清水さわやかサービス	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得 (2)車両の限定 (3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない	ガイドラインが決定されると高齢者の移動サービスが縮小され、高齢者の支援が困難になると予想されます。2015年に向かい団塊の世代が高齢期を向かえるこれからは、どのように乗り切るかという大きな課題を抱えている時に、移動サービスが縮小されるといことは大きな社会問題が残ります。車両についても福祉車両に限定することなく、又 移動困難者を車椅子使用者に限定することなく実情にあった改革を要望します。私たちは、自発的に高齢の利用者が安全と利便性を確保するための活動に取り組んでいます。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車交通局長通知(3/18付) 構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5129	5129001	NPO法人友愛しらおい	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得 (2)車両の限定 (3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用された場合はNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、交通網が未発達な北国にとって移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることになれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。現状にあったガイドラインの策定を要望いたします。	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5130	5130001	NPO法人友づれワーク	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得 (2)車両の限定 (3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用された場合はNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、交通網が未発達な北国にとって移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることになれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。現状にあったガイドラインの策定を要望いたします。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付) 構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5131	5131001	NPO法人わっく室蘭	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得 (2)車両の限定 (3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用された場合はNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、交通網が未発達な北国にとって移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることになれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。市民活動の柔軟性、多様性に配慮をお願いいたします。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付) 構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。	当地区では2種免許をとれる自動車学校はありません。2種が義務づけられたら、活動を続けることができなくなります。普通第1種免許を認めて欲しい。 小額の謝礼で活動しているNPOやボランティアにとって高額な福祉車両を購入する資金はありません。普通乗用車の使用を認めて欲しい。 柔軟に対応できることがNPOの利点です。地域によっても移動制約者は変わってきます。冬季間のアイスバーンは移動制約者を多くします。移動制約者の定義を広義なものにして欲しい。 ガイドラインの作成は私たちの規制となり実際に活動はできなくなります。現在、移動に困っている方に何らかの対応が必要になると思われます。市民にとっても移送のお手伝いは大変苦勞の多いものです。介護タクシー、福祉タクシーのない地域で、たすけあわなければと頑張ってきましたが、移動困難者に対して行政が対応ができるのなら私たちにとっても理想であり、安心できることです。対応策を明らかにすることが先ではないでしょうか? そのためには移送の現状をきちんと把握して欲しいと希望します。	5132001	NPO法人いぶりたすけ愛	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。	5133001	特定非営利活動法人介護ホームどんぐりの家	11	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。	5134001	NPO法人ケアネット伊達	11	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。	5135001	NPO法人福祉サポートイブリ	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5132	5132001	NPO法人いぶりたすけ愛	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輛を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輛の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車輛が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用されればNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、交通網が未発達な北国にとって移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることとなれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。高齢者社会を嘆きだけではなく、できることをしたいと考え頑張ってきた市民にとって憤りを感じます。現状にあったガイドラインの策定を要望いたします。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行って頂きたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5133	5133001	特定非営利活動法人介護ホームどんぐりの家	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輛を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輛の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車輛が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用されればNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、地域の交通事情、利用者の個別な身体状況など多様なニーズに応えるべく誕生し、現在では移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることとなれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行って頂きたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送に係る許可基準の緩和	5134	5134001	NPO法人ケアネット伊達	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輛を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輛の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車輛が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を目前に控え、このまま適用されればNPO等のボランティア移送の9割がサービス提供できなくなると言われています。市民の助け合いの精神から行われている移動 移送サービスは、交通網が未発達な北国にとって移動困難者に無くてはならないサービスとなっています。このまま全国展開されることとなれば、現在利用している移動困難者の生活に大きな影響を与えてしまいます。現状にあったガイドラインの策定を要望いたします。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行って頂きたい。
(126070)	NPOによるボランティア輸送に係る許可基準の緩和	5135	5135001	NPO法人福祉サポートイブリ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則2種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輛を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輛の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車輛が必要であり、福祉車両に限定しない。	NPOによる移動 移送サービスは、利用者の事情によって多様に、柔軟に選択肢を持つべきです。例えば道路が十分に整備されていない山間部では、ジープのような頑強な乗り物が必要となります。利用者がより実際の生活に近い形で、リハビリを兼ねて普通乗用車に乗ることも必要です。机上の論議ではなく、現実を見て決定して欲しいと要望します。	道路運送法第80条第1項 および国土交通省自動車交通局長(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体関係機関を通じて実態把握を行って頂きたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5087001	逗子 葉山お出かけサービス ワーカーズコレクティブくるまやさん	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5088001	山野上行政書士事務所	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5089001	NPO法人たすけあいあさひ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5090001	すみれ会	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5087	5087001	逗子 葉山お出かけサービス ワーカーズコレクティブくるまやさん	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす		福祉移動サービスに道路運送法80条1項を適用しないよう求めるもの	高齢者 障害のある方、外出困難な方などを対象としたお出かけのお手伝いをしています。病院・リハビリ学校」などの送迎サービスです。	高齢化が進んだ山坂 谷戸が多い町に住んでいる移動困難な方たちの基本的人権を守られるようまちづくりを私たちは市民の参加型で進めていきたいと考えています。	道路運送法80条1項	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、福祉目的の移動サービス市民活動に関して新たな政策制度を整備すべき
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5088	5088001	山野上行政書士事務所	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。任意団体の自家用車による移動サービスを利用する、移動制約者は20～30万人と推測される。	移動サービス市民活動は、生活支援の一部として、行われてきた実績があります。根本的に違う対象に「道路運送法80条」を適用すること自体が、不適当と考えます。80条許可になった場合、国政の上で、最大の尊重されると憲法にあり、国民の不断の努力によって保持するともあります。移動制約者の移動の権利を守ることは、国と国民が力を合わせ守るべき物であり、道路運送法によって、制約すべきでは無いと思います。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5089	5089001	NPO法人たすけあいあさひ	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。利用する移動制約者は20～30万人と推測される。私たちは、4年まえから、お互い様の助け合いの精神で、また、自分たちが年を取った時の事を想定して、移動制約者の外出を支援してきた。現在利用登録会員は100名年間約6000件の活動であるが、年々需要の増すサービスを行っている。	道路運送法は、バスやタクシートラック等に関する法であり、80条は白タクを取り締まるためのものである。我々の行っている介助サービスは道路運送法の範疇ではなく、その規制を送迎NPOに適用することにより移動困難者の外出が制限され移動の自由が奪われることになる。構造改革特別区域法により規制緩和が図られたが、3/18付通知により、新たな別の規制を設け、運輸支局が許認可権を行使している。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5090	5090001	すみれ会	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。任意団体の自家用車による移動サービスを利用する、移動制約者は20～30万人と推測される。	移動サービス市民活動は、生活支援の一部として、行われてきた実績があります。タクシーとは似て非なるものです。サービスの内容を知れば、その違いはあまりに大きく比較にならないことが分かります。根本的に違う対象に「道路運送法80条」を適用すること自体が、大きな誤りです。80条許可になった場合、担い手が自家用車にかけている自動車保険は業務用保険になり利用者への負担にはね返ります。料金のタクシーの1/2が非営利の実証とはならないと考えます。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5091001	あおば	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5092001	岡村道夫	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5093001	はなみずき在宅支援グループ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5094001	NPO法人ワークスコレクション「わっか」	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5091	5091001	あおば	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。任意団体の自家用車による移動サービスを利用する、移動制約者は20~30万人と推測される。	移動サービス市民活動は、生活支援の一部として、行われてきた実績があります。タクシーとは似て非なるものです。サービスの内容を知れば、その違いはあまり大きく比較にならないことが分かります。根本的に違う対象に「道路運送法80条」を適用すること自体が、大きな誤りです。「ガイドライン」は、現場を混乱させ、市民活動を縛り、利用者の利便の低下につながります。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて、	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5092	5092001	岡村道夫	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。任意団体の自家用車による移動サービスを利用する、移動制約者は20~30万人と推測される。	移動サービス市民活動は、生活支援の一部として、行われてきた実績があります。タクシーとは似て非なるものです。サービスの内容を知れば、その違いはあまり大きく比較にならないことが分かります。根本的に違う対象に「道路運送法80条」を適用すること自体が、大きな誤りです。「ガイドライン」は、現場を混乱させ、市民活動を縛り、利用者の利便の低下につながります。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて、	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5093	5093001	はなみずき在宅支援グループ	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。任意団体の自家用車による移動サービスを利用する、移動制約者は20~30万人と推測される。	移動サービス市民活動は、生活支援の一部として、行われてきた実績があります。タクシーとは似て非なるものです。サービスの内容を知れば、その違いはあまり大きく比較にならないことが分かります。根本的に違う対象に「道路運送法80条」を適用すること自体が、大きな誤りです。80条許可になった場合、担い手が自家用車にかけている自動車保険は業務用保険になり利用者への負担にはね返ります。料金のタクシーの1/2が非営利の実証とはならないと考えます。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて、	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5094	5094001	NPO法人ワークスコレクティブ「わかっか」	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。利用する移動制約者は20~30万人と推測される。私たちは、3年まえから、お互いの助け合いの精神で、また、自分たちが年を取った時の事を想定して、移動制約者の外出を支援してきた。現在利用登録会員は100名年間約1500件の活動を行っている。通院・通学・通所だけでなく、様々な外出で生きがいになっている。年々ニーズは上がっている。	道路運送法は、バスやタクシートラック等に関する法であり、80条は白タクを取り締まるためのものである。我々の行っている送迎サービスは道路運送法の範疇ではなく、その規制を送迎NPOに適用することにより移動困難者の外出が制限され移動の自由が奪われることになる。構造改革特別区域法により規制緩和が図られたが、3/18付通知により、新たな別の規制を設け、運輸支局が許認可権を行使している。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて、	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきと考える。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5095001	移動サービス アクセス ワークス コレクション ティブ クロー バー	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5097001	NPO法人 ワークス ・コレク ティブ すきっ ぶ 理事長 去川慶子	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5098001	福祉クラブ 生活協同組合 移動サービス ワークス コレクション ティブ らら・むーぶ 神奈川 理事長 橋 維子	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5099001	移動サービス ワークス コレクション ティブ らら・むーぶ 港北理 事長 関口陽 子	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5095	5095001	移動サービスアクセスワークスコレクションクローバー	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす		白ナンバーの車輛で行う福祉移動サービスに道路運送法80条1項を適用しないよう求めるもの。また、構造改革特区法における新たな規制を排除するよう求める。	超高齢化時代を迎え、外出困難な高齢者や移動に制約を受けている方々の外出支援サービスを、たすけあいの気持ちを基にした意志ある市民によって行っている。これはニーズから生まれた、これまでの交通政策の不備への市民の対案でもある。病院や施設への送迎だけでなくアソート、ベトナムのユーザーの立場に立った介助つきサービスを任意団体で実施している。福祉車輛を1台所有しているが、ほとんどがボランティアの自家用車でサービスを実施している。	道路運送法は、バスやタクシー、トラックなどに関する法律であり、80条は営利の白タクを取り締まるものである。私たちの行っている福祉移動サービスは道路運送法の目的とは異なるものであり、その規制をNPOなどの非営利の福祉移動サービス団体やその車輛に適用すれば、今サービスを利用している高齢者や障害のある方など移動困難者の移動の自由が奪われることになる。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特区法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送事業における申請に対する取り扱いについて	国土交通省	近年急速に需要が高まっている福祉移動サービスは、道路運送法では所轄できない。新しい市民ニーズに市民力で応える福祉移動サービス事業を支えるための新たな政策制度が必要である。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5097	5097001	NPO法人ワークス・コレクション 理事長 去川慶子	11	移動制約者の外出を支援する送迎NPOの対する不要・不当な規制をなくす		白ナンバー車両で行う福祉分野における市民活動移動サービスに対して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止める事構造改革特別区域法における、以下の新たな規制を廃止する。 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する	私たちは3年前、「年老いても、障がいがあっても、住みなれたまちで、最後まで人としての尊厳を持って暮らしていきたい」との思いで、地域のお互いさまの精神と、利用する人の視点に立ち、自主自立を大切にしながら移動制約者の生活を支援している。現在利用者60名、年間焼〇,000件サービスを行っている。利用内容は様々で、障がい者、高齢者、病弱者の通院・通学・通学の送迎及び付き添い介助、買物・観光などの送迎及び付き添い介助と、利用者の多種多様なニーズに応えている。例えば、社会福祉協議会のリフト車の急な予約が取れない、介助者がいないと、月2回しか利用できない、など、制約が多いので利用したいショートステイの送迎に利用したい知的障がい児の養護学校への送迎(介助の必要あり)に利用したい双子の知的障がい児を病院に連れて行くときいっしょに見て欲しい、母親が病院に行くとき送迎しながら2人を見て欲しい、など	道路運送法は、バスやタクシー、トラックなどに関する法であり、80条は白タクを取り締まるためのものである。我々の行っている介助サービスは道路運送法の範疇ではなく、その規制を送迎NPOに適用することにより、移動制約者の外出が制限され、移動の自由が奪われることになる。構造改革特別区域法により、規制緩和が図られたが、3/18付通知により、新たな別の規制を設け、運輸支局が許可権を行使している。	道路運送法 80条 1項 ・ 国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて、	国土交通省	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5098	5098001	福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワークスコレクション 理事長 橋維子	11	移動困難者に移送介助を実施している非営利団体の活動に沿った改革を望む		移動困難者に対して実施している移送と介助は切り離して考えられない。(道路運送法除外を含めて現活動団体に沿ったガイドラインを示して欲しい)	2003年1月から横浜市神奈川区の主に高齢者、障がい児者、複数の乳幼児とその母親の支援を含め総合的な外出介助を行っています。 *福祉車両1台 ワーカーの自家用車 15台 *ワーカー 18名 *利用登録者 42名 *活動時間 76時間 (2003年度10月)	*現在、自家用普通車稼働率70%。福祉車両は必要としないまでも1人では外出困難な方、知的・身体に障害を持った方、複数の乳幼児を連れて母親の支援が多い。 *公的な移送サービスは市民団体や非営利の事業所と比較して制約が多く自由な移動に欠ける傾向がある。	道路運送法 80条 1項 ・ 国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて、	国土交通省	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5099	5099001	移動サービスワークスコレクション 理事長 関口陽子	11	市民の非営利な外出支援サービスを道路運送法80条で規制しない		1. 車両限定について 活動に使う車両を福祉車両に限定せず、白ナンバー乗用車も可能とする 2. 法人格について サービス実施団体に法人格取得を義務づけせず、関連団体(社会福祉協議会など)自治体にその判断を委ねる。 3. 利用者制限について 利用は移動困難者とし、地域の助け合いの観点から介護保険認定者に限定しない	福祉クラブ生協の中で家事介護、食事サービスに続き2000年4月より在宅福祉サービスの一環として移動サービスを行っている。福祉車両3台と担い手の自家用車を使用して、通院・通所だけでなくコンサートや美術館などの生活に潤いを与える外出支援も行っている。現在登録会員132名、活動件数186件、活動時間数329時間(2003年10月)	1. 現在利用車両のうち自家用車の占める割合は50%を超えている。着替えその他ほんの少しの介助があれば自家用車に乗れる方、知的障害の方、母親が病気で子供の通園ができない場合の送迎など福祉車両を必要としない方も多い。 2. 地域で活動している移送サービスの団体の中にはボランティアグループや法人格をもたない非営利の市民活動団体が多く、法人格取得を義務づけることによってその活動が大きく妨げられることは明かである。 3. 他の交通手段を利用することができる方は対象外として、介護保険の対象にならない難病の方や精神的に不安定な方などは、一人で外出するのが不安・困難な場合があり、年齢に関係なく外出支援のサービスを必要としている。地域の助け合いは介護保険認定や障害手帳だけで支援の必要度を測ることは出来ない。	道路運送法 80条 1項 ・ 国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて、	国土交通省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特別措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5100001	福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークスコレクティブ らむーぶ 藤沢 理事長 鎌田麻子	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特別措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5101001	福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワークスコレクティブ らむーぶ かまくら 理事長 竹本和子	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて、(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特別措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について、(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5102001	福祉クラブ生活協同組合理事長 田川元子	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5100	5100001	福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワーカーズコレクティブらむーぶ 藤沢 理事長 鎌田麻子	11	移動困難者に移送介助を行う非営利団体に不当な規制をしない		移動困難者のために実施する移送介助サービスに対しては、道路運送法80条1項(家用自動車は有償で運送の用に共してはならない)の適用を除外すること、何らかの枠組みが必要なら厚労省の所管で現実的なガイドラインを作成すること	私たちは相互扶助の精神で昨年6月から藤沢市在住の高齢 障害による移動困難者を対象に、会員制による移送介助・・・外出準備の身体介助、トイレの手伝いなどを含む総合的な外出支援・・・をスタートした。現在ワーカー22名中11名がホームヘルパー資格保有者で、福祉車両2台とワーカー所有の家用車20台で、10月の実績は利用登録会員51名、利用件数187件、介助時間229時間です。高齢化の進行により今後大幅な増加が見込まれるので、来年初めには福祉車両を1台増車の予定です。	現時点では私達は規制を受けていませんが、今回の「特区」推進にあたり3月18日に国交省から提示されたガイドラインが実施されることになれば、私たちの活動に支障が出る結果となり、移動困難者にとって由々しき事態になりかねません。 (1)対象車種には普通自動車が不可欠で、もし除外されれば移動困難者の約7割がサービスを受けられなくなります。身体状況により福祉車両より普通車の方がいいケースは沢山報告されています。 (2)事業(活動)主体は特定の法人に限定せず、各地で活動を展開している任意団体も含めるべきで、さもなければ移送介助件数は半減します。 (3)2種免許条件は利益追求のため慣れない道路も走り、不特定多数の客を相手にする運送業者には必要でも、馴れた道路でかつ特定の会員のみを相手にしている私達には不要な条件です。事故発生率を調べて頂ければ運送業者に比べいかに私達が安全運転を励行しているかが分かります。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)「構造改革特区に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条1項による申請に対する取扱いについて」	国土交通省	
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5101	5101001	福祉クラブ生活協同組合移動サービス ワーカーズコレクティブらむーぶ かまくら 理事長 竹本和子	11	移動困難者の移送介助を行っている非営利団体に、非現実的な規制をしない		福祉クラブ生協の掲げる在宅福祉サービスの一環として、家事介護 配食に続いて移動介助のサービスを行っている。福祉車両2台と、会員の家用車を利用して活動している。通院・通所の方が多くは、普通乗用車での見守りのケアで差し障りはなく、福祉車両を必要とする方ばかりではない。福祉車両ではなく、普通乗用車を指定されるケースも多い。(家族のケアで、外出しているのだからに示したい。これが在宅での生活に活力を生み出している。)命を支えるだけの最低の枠ではなく、人間らしく生活するための視点を持って細やかな施策が必要。	福祉クラブ生協の掲げる在宅福祉サービスの一環として、家事介護 配食に続いて移動介助のサービスを行っている。福祉車両2台と、会員の家用車を利用して活動している。通院・通所の方が多くは、普通乗用車での見守りのケアで差し障りはなく、福祉車両を必要とする方ばかりではない。福祉車両ではなく、普通乗用車を指定されるケースも多い。(家族のケアで、外出しているのだからに示したい。これが在宅での生活に活力を生み出している。)命を支えるだけの最低の枠ではなく、人間らしく生活するための視点を持って細やかな施策が必要。	道路運送法80条1項・国土交通省自動車局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて」	国土交通省		
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5102	5102001	福祉クラブ生活協同組合理事長 田川元子	11	市民の非営利な外出支援サービスを道路運送法80条で規制しない		1.車両限定について 活動に使う車両を福祉車両に限定せず、白ナンバー乗用車も可能とする 2.法人格については サービス実施団体に法人格取得を義務づけせず、関連団体(社会福祉協議会など)自治体にその判断を委ねる。 3.利用者制限について 利用は移動困難者とし、地域の助け合いの観点から介護保険認定者に限定しない	福祉クラブ生協は組合員の助け合いを軸に福祉サービスを展開しており、その活動は介護保険事業など組合員を超えて地域に広がっている。(神奈川県24団体 外出支援サービスについては4団体と連携し、組合員のカンパで購入された車両を含む福祉車両8台を所有している。その活動は、移動困難者の生活を支える外出支援、また、生活を豊かにするという観点からお花見・コンサートなどの外出支援も行っている。事業実績は、登録会員306人、活動件数513件、活動時間数842.5時間(2003/9月度)	1.活動する車両は会の所有する福祉車両8台を含む活動組合員の家用車で、その利用は実績の60%を超える。知的障害、精神的不安が大きく少しの介助で普通車に乗れる人、母親が病気の時の子どもの通園支援など、地域で求められる外出支援はさまざま、利用者が自分の身体状況を含め、普通車、福祉車両を選択することができる。また、現在普通車両で対応が可能に福祉車両を使うことによって、結果的に福祉車両の維持管理費増による価格の高いサービスを提供せざるを得なくなる。地域の資源(個人の車)の有効活用につながる。 2.福祉クラブ生協は、生協法人格を持って地域に責任ある福祉サービスを展開している。連携する団体については、個々の法人格取得ではなく、生協法人として社会的責任を負う。また、地域には小グループの地域活動として移動サービスが存在する。これら一つひとつに法人格取得を義務付けるのでなく当該自治体など公的機関の判断にこれを委ねるのが妥当。 3.移動困難者の判断については、個々も十分に検討すべきであるが、地域で支援を必要とする人は、重病・難病など40~50代の若い世代も少なくない。また、病気の子どもなど親が対応できない事例もあり、高齢者・障がい者に限定出来ない。	道路運送法80条1項・国土交通省自動車局長通知(3/18付)「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて」	国土交通省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5103001	NPO法人ワークーズ・コレクティブ・キャリージョイ	11
(126070)	NPOによるボランティア輸送に係る許可基準の緩和	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付国自旅第231号)に基づき、当該特例措置を実施するため必要な要件が定められている。	D-3		規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行ってまいりたい。しかしながら、ご提案の(1)原則二種免許取得、(2)車両の限定及び(3)利用者限定等の要件は輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から重要な要件であり、慎重な検討が必要である。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5104001	ワークーズコレクティブ「そよ風」	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていきこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。		5027001	特定非営利活動法人福祉交通支援センター	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5103	5103001	NPO法人ワークーズ・コレクティブ・キャリッジョイ	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要・不当な規制をなくす。		白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動の移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する。運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	私たちは9年前から、お互い様の助け合いの精神と、利用者の立場(何れは自分たちも利用者になる事を想定し)で、利用者のニーズにあわせて移動制約者の外出を支援してきました。現在利用登録者は約160名、年間約3000件のサービスを行っている。利用ケースは実に様々で、障害者、高齢者、砂弱者及び、知的障害者、視覚障害者等の通院や通所、買い物、観光等の送迎と付添いを個々に合わせて行っている。例えば、行政等の行う送迎の予約が取れなくて利用する、デイサービスの送迎者が家の前まで来ない(狭い路地)、重度障害児の通院で、母親1人では対応できない、等々様々である。	道路運送法は、バスやタクシー等に関する法であり、80条は白タクを取り締まるためのものである。我々の行っている介助サービスは道路運送法の範疇ではなくその規制を送迎NPOに適用することにより、移動制約者の外出が制限され移動の自由が奪われる事になる。構造改革特別区域法により、規制緩和が図られたというが、3/18の通知により、運輸支局が許認可権を行使したり、新たな規制がかかっている。	道路運送法80条1項及び国土交通省自動車局長通知の構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	福祉送迎は介助要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動団体等の自主管理に委ねるか、福祉目的の送迎サービスに関して、新たな法を整備すべきである。タクシー業とは、明らかに違うものである事を示す手立てを考える事も一考と思う。
(126070)	NPOによるボランティア輸送としての有償運送に係る許可基準の緩和	5104	5104001	ワークーズコレクティブ「そよ風」	11	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。		白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する。運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。	実費程度の有償で30年前から全国で約2500団体が実施している。利用する移動制約者は20~30万人と推測される。私たちは、5年まえから、お互い様の助け合いの精神で、また、自分たちが年を取った時の事を想定して、移動制約者の外出を支援してきた。現在利用登録会員は46名年間約500件の小規模であるが、年々需要の増すサービスを行っている。	道路運送法は、バスやタクシートラック等に関する法であり、80条は白タクを取り締まるためのものである。我々の行っている介助サービスは道路運送法の範疇ではなくその規制を送迎NPOに適用することにより移動困難者の外出が制限され移動の自由が奪われることになる。構造改革特別区域法により規制緩和が図られたが、3/18付通知により、新たな別の規制を設け、運輸支局が許認可権を行使している。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	福祉輸送は助的要素が多く、道路運送法では所轄できない。移動サービス市民活動全国組織の自主管理に委ねるか、あるいは、厚生労働省が福祉目的の送迎サービスに関して新たな法を整備すべきではないか。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5027	5027001	特定非営利活動法人福祉交通支援センター	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車輛を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車輛の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	特区の全国展開を前に、ボランティア団体や社会福祉協議会から地方運輸局から特区申請を強く促されたが、特区基準通りの活動は実施困難」との相談や、「ガイドライン策定後はあなた方を厳しく取り締まると言われた」との報告が寄せられています。移動支援を行う市民活動団体は、利用者の個別の身体状況や地域事情に応じて多様なサービスを行っています。特区で講じられた措置1206番がそのまま全国展開されれば、市民活動の柔軟性や多様性が失われるだけでなく、現在利用している移動困難者の生活にも大きな影響を与えてしまいます。	道路運送法80条1項および国土交通省自動車局長通知(3/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多いため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り崩しへの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じくらい丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷感に切っ捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5037001	ケアサポーターズさわやかとよあけ	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り崩しへの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じくらい丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷感に切っ捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5038001	稲沢福祉ネットワークなおい	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5037	5037001	ケアサポーターズさわやかとよあけ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	移送サービス活動は運営する者としては決してやりたい活動ではありません。利用会員の不便を補うためやむなく行っているのです。行政が高齢者、障害者の必要を満たす対策を充分にとってくだされば、わたしたちはせずすむのです。やるべきことをやっていただきたいと思います。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5038	5038001	稲沢福祉ネットワークなおい	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ボランティア活動だけをしています。ガイドラインで福祉車両に限定すると活動はゼロになります。車椅子の利用者に限定すると活動は1/3になります。ガイドラインの規制に反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。  介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットワーク」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5039001	移動サービスネットワークあいち	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットワーク」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5040001	さわやか豊田ひまわり	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5039	5039001	移動サービスネットワークあいち	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	移動ネット愛知の参加30団体は利用者の安全性と利便性の確保のため自主的・自発的に運営基準を設けました。 1.安全運転管理者を選任し所轄の警察署交通課に届けること。 2.運転者の安全教育について警察署の指導をうけること。 3.任意保険は対人・対物無制限同乗者1000万円をめぐりすること。 4.事務局を設け運行管理に責任をもつこと。 5.会員同士およびボランティアによる移動サービスであること。 6.単独では外出困難な高齢者・障害者を対象とすること。 市民団体の自主的・自発的な運営管理に任せて頂きたい。	ガイドラインが試案どおりに決定されると、高齢者への移動サービスの提供が1/10程度に縮小されることとなり、高齢者への支援を誰がどの様にするかの大きな社会問題が残る。 つまり福祉車両の使用に限定し、移動困難者の定義を車椅子使用者に限定することは実情を無視してあたりに規制を強化することになる。 規制緩和の時代にあたらしい規制を掛ける動きに反対します。 私達は自発的に、「安全と利便性」を確保する活動に取り組めます。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5040	5040001	さわやか豊田ひまわり	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	困っている人がいるから助けるのみである。身体障害者は自立の作業所に通うのは大変である。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付期間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について「平成15年9月19日付閣議報告」において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけたらとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5041001	福祉サポートセンター さわか名城	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付期間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について「平成15年9月19日付閣議報告」において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけたらとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5042001	NPO法人 絆	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5041	5041001	福祉サポートセンターさわやか名城	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	身近な移動サービスをしているだけですが、世間の実情を無視してあらたな規制を強化することには反対します。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5042	5042001	NPO法人絆	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	2台の車椅子対応車だけでは、量的にもまかなえず、ご利用者の乗り心地等のニーズにも応えきれません。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知症の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5043001	NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知症の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5044001	NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5043	5043001	NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	一種免許で活動できるように。福祉車両だけではとても支援できない。個人車の持ち込み可能にしていきたい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5044	5044001	NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち①原則二種免許取得②車両の限定③利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで福祉車両の使用と車椅子に限定すると利用者が減少します。実情を無視した規制の強化には反対です。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。



構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り崩しへの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5045001	NPO法人東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めるとあるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り崩しへの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知度の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5046001	NPO法人地域福祉サポート ちた	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5045	5045001	NPO法人東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	免許証は第3種運転免許証を新設(運転適性検査、2級ヘルパー、ガイドヘルパーの合格者) 各団体において使用する車は20%は福祉車両の義務付け、他の車は歩行困難者でも乗り降りしやすい車、例えば今はやりの背高い車であること。 乗車中助が必要な時は福祉車両よりセダンタイプの方が良い。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5046	5046001	NPO法人地域福祉サポートちた	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。 移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。 車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。 利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	営業事業に適用するルールを市民活動にかぶせないで下さい。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めたものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知症の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5047001	NPO法人大樹の会	11
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	道路運送法第80条第1項、構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(H15.3.18国自旅第231号)	道路運送法第80条の規定により、災害のため緊急を要するとき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときを除き、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないこととされている。	C		要望は、旅客の安全や利用者保護を確保し、利用者にとって「安全で安心して利用できる」輸送サービスを実現していく趣旨により、今般、構造改革特区により新たにNPO等による有償の福祉輸送を認めた道路運送法第80条による許可制度の運用を「不要な規制」であるとして撤廃を求めたものであるが、同制度の運用は、地方公共団体が認定を受けた特区における規制緩和措置として行われるものであり、一般的にNPO等に対する規制の強化を目的としたものではない。 また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」(平成15年9月19日付閣議報告)において、「NPOによるボランティア輸送について、すでに認定された構造改革特別区域における結果を踏まえ、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施する。」こととされており、当然のことながら、ご提案の内容も特例措置の内容を見直す上での貴重な御意見として真摯に検討を行っていくこととしているが、今般いただいた各団体の要望には具体的な緩和の内容及びその理由が明確にされていないものもあるため、より具体的な意見として提出いただけるとありがたいと考えている。		国土交通省自動車交通局旅客課 重田裕彦 03-5253-8568 shigeta-h2hq@mlit.go.jp	全国化に際して、要望にある要件の緩和(車両限定の撤廃等)について、措置されるのか、明確にされたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1 道路運送法第4条および第80条による規制が時代の変化に合致していないことは共通の認識です。一方でNPOによるボランティア輸送は、行政サービスや公共交通機関でカバーできない隙間をボランティア活動として埋めています。高齢化の進展と介護の社会化の動きのなかで、ボランティア輸送は30年の歴史と、日本全国津々浦々での参加団体が3千あるといわれるまでに拡大し、社会的な評価も定着し、国会における質疑でも法律に抵触するが取り締まりの対象としないとの見解が示され、このことが関係者の共通の認識となっています。平成16年3月末までに結論を急ぐのではなく、慎重に現状を評価し、あらたな立法を含めて、対策を検討することを要望します。 2 ボランティア輸送は公共交通機関に代替するものでも、補充するものでもありません。従ってボランティア輸送をプロの事業者と同等な立場で評価することには無理があります。認知症の30のボランティア団体は「移動ネットあいち」を結成し、運営要綱を定め、利用者の安全性と利便性を確保して、社会的な責任を果たす努力をしています。成熟した市民社会の形成には、自主的・自発的で、活発な責任感のあるNPOの活動が求められています。NPO法成立以来盛り上がりを見せているボランティア活動の芽を潰すことになることならぬように慎重な取り組みを望みます。 3 ボランティア輸送の従事者は一般的に時間的な制約が少なく、利用者本位で辛抱強く利用者の要求に従うのが特徴です。家族による介護と同じく、丁寧で行き届いた支援活動はボランティアならではの強みです。したがってボランティア輸送の利用者の満足度は例外なく極めて高いのが特徴です。このサービスが提供できなくなったときに利用者の要望を誰が叶えるのでしょうか？高齢者・障害者・育児者の要望を冷徹に切捨てることが行政には許されるのでしょうか？どのような形で、それらの活動に制約の網を開けるガイドラインによる規制には慎重に取り組みを望みます。	5048001	NPO法人西三河在宅介護センター	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5047	5047001	NPO法人大樹の会	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	制度の枠からもれた方の救済のために移動サービスを行っています。また、ここで枠が出来たら対象外の方は大変不自由な生活を強いられます。特に公共交通機関の発達していない当地域では、移動サービスが不可欠となっています。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。
(126080)	福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外	5048	5048001	NPO法人西三河在宅介護センター	11	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	1206	NPOによる移動 移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。	利用者の状況、地域事情に応じて行われる移動困難者に対する車両を使った移動支援活動。移動困難者は、要介護高齢者や障害者、歩行困難者、保育の必要な母子等単独で公共交通機関を利用できない人とする。車両の運転者は、一定の研修を受けることを条件に、一種免許取得者でよいこととする。利用者を送迎するために適した車両が必要であり、福祉車両に限定しない。	ガイドラインで対象者を車椅子の人だけに限定すれば移動サービスの利用者は1/10になります。困るのは高齢者だという事実だけが残ります。	道路運送法 80条 1項 および 国土交通省自動車交通局長通知 ③/18付)構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における申請に対する取り扱いについて」	国土交通省	移動 移送サービスを行うNPOや社協は全国で2500団体とも言われますが、正確な数や実態把握がなされていません。 介護保険事業や支援費事業を行うNPOの中にも移動支援を行っている団体が多くあるため、厚生労働省や自治体等関係行政を通じて実態把握を行っていただきたい。